

政 策	施 策	ページ
1 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします	1 良好に土地を利用し安心して暮らせるまちにします	59
	2 駅前周辺がにぎやかなまちにします	61
	3 多様な世代が暮らす新しいまちをつくります	63
	4 道路が安全で移動しやすいまちにします	65
	5 公共交通が便利なまちにします	67
	6 安全な水を安定的に供給できるまちにします	69
	7 公共下水道により快適な生活ができるまちにします	71
2 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします	1 住宅環境を整備し安心して居住できるまちにします	73
	2 良好な景観のまちにします	75
	3 交通事故の少ないまちにします	77
	4 犯罪の少ないまちにします	79
	5 災害や危機に強いまちにします	81
	6 消防・救急救助体制が充実したまちにします	83

基本計画

市民が元気に活動するまち

みんなが安全で快適に暮らせるまち

みどりつるおうち環境を大切にすするまち

暮らしにやさしく笑顔があふれるまち

誰もが学び、成長できるまち

活力ある産業のまち

計画を実現する行政経営

# 基本計画

政 策	1	都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします
施 策	1	良好に土地を利用し安心して暮らせるまちにします
担当部（統括部）	都市整備部	

## 基本方向

土地利用の適正化を促進し、安全で安心して暮らせる市街地を形成します。

## 現状と課題

市街化区域内の農地は約 40ha を残すだけとなり、ほぼ宅地化が完了しました。新たなまちとなる吹田操車場跡地は、長い間、鉄道施設用地として使われてきましたが、今後は、「吹田操車場跡地まちづくり基本計画」に基づき、周辺のまちづくりにも寄与するような良好な居住環境を持つ土地利用への転換が求められています。

また、東海・東南海・南海地震の発生確率が高まっており、地震や火災による甚大な被害を防ぐため、市街地の安全性を高める必要があります。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶地区計画<sup>\*</sup>に沿って、良好なまちづくりが進んでいます。
- ▶火災に強いまちづくりができつつあります。
- ▶協働によって良好なまちづくりが進んでいます。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
まちづくり計画を策定している地区数 ※地区計画に限らず	1 地区	1 地区	2 地区	3 地区
防火地域又は準防火地域の指定面積	—	—	約 56.6 ha	約 1248.5 ha

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎吹田操車場跡地の土地区画整理

基盤整備と合わせ、地区計画の指定などにより、良好なまちづくりを誘導します。

○南千里丘地域の土地区画整理

地区計画の指定により、良好なまちづくりを誘導します。

○不燃化のまちづくり

準防火地域の指定区域を拡大し、火災が生じても被害を最小限に食い止める措置を講じます。

○都市計画マスタープランの見直し

「第4次摂津市総合計画」の策定に伴い、見直しを行います。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶建築物の不燃化の促進

小規模木造住宅が集中的に存在しており、また、建替時期を迎えた住宅も多いことから、準防火地域の指定区域を拡大し、火災時に延焼しないよう、建築物の構造に一定の基準を設けて不燃化を促進し、火災に強いまちづくりを進めます。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域と調和の取れた土地・建物の利用に努めます。</li> <li>●地域のまちづくりを考え、建築協定や地区計画策定などに積極的に参画します。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域と調和の取れた土地・建物の利用に努めます。</li> </ul>

関係する分野別計画

▶摂津市都市計画マスタープラン

# 基本計画

政 策	1	都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします
施 策	2	駅前周辺がにぎやかなまちにします
担当部（統括部）	都市整備部	

## 基本方向

駅前周辺が、魅力的で活気あふれる場となるよう、基盤整備と地域活動の両面から活性化を図ります。

## 現状と課題

JR千里丘駅西地区及び阪急正雀駅前は、ともに基盤整備が進んでおらず、駅前周辺として期待される有効な土地利用が図られていません。しかし、大規模な再開発は困難であるため、様々な可能性を探り、地域の現状をふまえた整備を行う必要があります。そのためには、市民や事業者など様々な立場の人たちが積極的にまちづくりに参加・協力できるような仕組みづくりや支援が必要です。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶ JR千里丘駅西地区は駅前広場などが整備され、魅力的な地区となっています。
- ▶ 阪急正雀駅前には基盤整備が進み、安全性・快適性が向上しています。
- ▶ 駅前周辺が多くの人でにぎわい、活気ある場所となっています。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
JR千里丘駅西地区のまちづくり	—	—	—	着手
阪急正雀駅前の基盤整備	—	—	—	推進

### 計 画

#### 施策の展開（◎は重点的な取組み）

##### ◎ JR千里丘駅西地区のまちづくり

地権者との協力により、区域の見直しなども含め、まちづくりに向けた合意形成を図り、早期の着手をめざします。

##### ◎ 阪急正雀駅前周辺の整備

安全性・快適性を高めるため、基盤整備を図ります。

##### ○ 駅前周辺の活性化

地域活動に対する支援や、協働による取組みの拡充を図ります。

#### 摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

##### ▶ 協働による駅前周辺の活性化

市民、事業者、大学、NPO\*などの協働による地域活動を通じ、駅前周辺の活性化を図ります。

#### 施策を実現するための役割

市民の役割	●積極的に地域活動に参加します。
事業者の役割	●空き店舗の解消など商業の活性化に取り組みます。 ●積極的に地域活動への参加や協力をします。

# 基本計画

政 策	1	都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします
施 策	3	多様な世代が暮らす新しいまちをつくります
担当部（統括部）	都市整備部	

## 基本方向

多様な世代が暮らすための機能を充実させながら定住の魅力を高め、自然環境にも配慮した都市型居住地域として、吹田操車場跡地に魅力ある新たなまちをつくります。

## 現状と課題

平成 19 年度（2007 年度）に「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」を策定し、摂津・吹田両市にまたがる区域を土地区画整理事業によって基盤整備するとともに、防災機能を備えた都市公園の整備を進めています。高い交通利便性を持つ立地を生かした、多様な世代が快適に暮らせる良好な居住環境が求められており、平成 21 年度（2009 年度）に策定した「吹田操車場跡地まちづくり基本計画」に基づき、魅力ある新たなまちづくりを進めていくことが必要です。一方、隣接する正雀下水処理場の機能停止に伴い、一体的なまちづくりに向けて関係機関との協議を進める必要があります。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶土地区画整理事業が完了し、良好な都市型居住空間が形成されています。
- ▶防災機能を備えた都市公園や緑地が整備され、市民の憩いの場として活用されています。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
吹田操車場跡地 まちづくり事業の進捗率	0%	2.0%	5.0%	100%
吹田操車場跡地の 地区内人口	0 人	0 人	0 人	2,000 人
対象地域内で整備された 公園・緑地の面積	0㎡	0㎡	0㎡	15,000㎡

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎土地区画整理事業による基盤整備

新たな居住空間の創出と周辺地区の交通利便性の向上を図る基盤整備を進めます。

◎都市公園の整備

災害時の一時避難地となる防災機能を備えた都市公園の整備を進めます。

◎都市型居住空間の形成

緑豊かな居住環境を持つ都市型居住空間の形成を図ります。

◎周辺のまちづくり

隣接する正雀下水処理場の機能停止に合わせ、クリーンセンターも含めた跡地利用を検討し、周辺の一体的なまちづくりを進めます。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶居住機能を中心とした複合的な機能を持った土地利用

様々な世代の生活ニーズや新しいライフスタイルを支える居住機能をまちの中心的な機能として位置づけ、様々な生活サービスを提供する生活利便機能、人々が集い、自然とのふれあいを感じる交流機能、防災機能などを適切に配置し、まち全体で複合的な機能を持った土地利用を図ります。

施策を実現するための役割

市民の役割	●持続的、主体的に地域を運営・管理するための取組みに参加します。
事業者の役割	●良好な居住環境の形成を図ります。 ●持続的、主体的に地域を運営・管理するための取組みに参加します。

関係する分野別計画

▶吹田操車場跡地まちづくり全体構想、吹田操車場跡地まちづくり基本計画

# 基本計画

政 策	1	都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします
施 策	4	道路が安全で移動しやすいまちにします
担当部（統括部）	土木下水道部	

## 基本方向

市域の一体感を高めるため広域的な視点をふまえ、生活・地域環境の安全性・快適性などを重視した道路の整備を進めます。

## 現状と課題

JR千里丘ガードの拡幅や十三高槻線などの主要幹線道路の整備が進む中、鉄道による地域分断と交通渋滞を抜本的に解消し、市域の交通アクセスを改善する道路ネットワークを構築する必要があります。

生活道路については、バリアフリー\*化が求められています。また、老朽化が著しい橋りょうについては、災害時の安全確保の面からも長寿命化が課題となっています。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶交通アクセスが良くなり、移動の利便性が向上しています。
- ▶誰もが安心して快適に歩道を通行できるようになっています。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
都市計画道路の整備率	65.5%	65.5%	62.7%	68.1%
歩道段差切り下げ 解消箇所の改良率	72.0%	72.7%	73.2%	78.0%
交通バリアフリー道路特定事業 計画に基づく歩道整備の進捗率	43.0%	43.0%	43.0%	57.0%



計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎鉄道による交通渋滞の解消

阪急京都線連続立体交差により踏切の交通渋滞を解消し、市域の交通アクセスの改善をめざします。

○道路ネットワークの再構築と整備

阪急京都線連続立体交差と併せて整備する側道や関連街路について、交通ネットワークを再構築し、地域の利便性や安全・安心の向上など、まちの発展につなげます。

◎快適な生活道路の整備

計画的に生活道路を整備するとともに、バリアフリー化に向けて改良を実施します。また、徒歩や自転車で移動しやすい道路ネットワークの整備に取り組みます。

○橋りょうの改築

老朽化が著しい橋りょうについて耐性・強度を高めるため、長寿命化に向けた改築を行います。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶市域の特徴を生かした道路整備

平坦でコンパクトな市域の特徴を生かして、徒歩や自転車で移動しやすい道路ネットワークの整備を進めます。また、河川・水路が多いことから、橋りょうの安全性を高めます。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時や防災などに活用できる道路空間の確保に努めます。</li> <li>●地域内生活道路に愛着を持ち、日常清掃などにより快適な道路環境づくりに協力します。</li> <li>●道路のあり方を地域で検討し、市に伝えます。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道事業者は、連続立体交差事業に協力します。</li> <li>●休憩場などの道路施設用地や防災などの緊急時に活用できるよう、道路空間や敷地の使い方に配慮します。</li> </ul>

関係する分野別計画

▶摂津市都市計画マスタープラン、摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画（策定中）

# 基本計画

政 策	1	都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします
施 策	5	公共交通が便利なまちにします
担当部（統括部）	土木下水道部	

## 基本方向

交通状況の変化に的確に対応して市内全域の公共交通網を充実し、公共交通機関の利便性と機能の向上を図ります。

## 現状と課題

「摂津市交通バリアフリー\*基本構想」の整備目標に沿って、阪急正雀駅及びJR千里丘駅のバリアフリー化工事が実施されましたが、JR千里丘駅西口のエレベーターが未設置であり、整備が求められています。

また、平成21年（2009年）9月のJR千里丘ガードの拡幅、平成22年（2010年）3月の阪急摂津市駅の開業による、人や車の導線の状況変化を見極め、バス路線体系を再編する必要があります。

## 目 標

### 平成32年度に実現している姿

- ▶市内すべての駅において移動が楽になり、安心して快適に利用できるようになっています。
- ▶市域全体の公共交通網が充実し、公共交通機関の利用者が増えています。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成32年度
鉄道駅におけるエレベーターの設置率	60.0%	60.0%	80.0%	100%
公共施設巡回バスの1日平均乗車数	45.5人	60.7人	67.6人	110人
市内循環バスの1日平均乗車数	46.9人	45.5人	45.0人	70人

### 計 画

#### 施策の展開（◎は重点的な取組み）

##### ◎ JR千里丘駅の西口エレベーター設置

設置実現に向け、関係機関などとの調整を図ります。

##### ◎ バス路線網の再編・整備

阪急摂津市駅の新設や周辺道路状況の変化に伴い、地域や事業者と連携しながら、バス交通の路線網と機能分担を再編し、市域全体の交通網の向上を図ります。

#### 摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

##### ▶ 協働による公共交通の充実

市民、バス事業者、市で組織する懇談会を設置して、バス交通全体の機能分担の再編及び利用促進を図ります。

#### 施策を実現するための役割

市民の役割	●公共交通機関を積極的に活用します。
事業者の役割	●エレベーター設置箇所の用地などの提供に努めます。 ●低床バス*やノンステップバス*、プリペイドカード*の導入などにより、利便性を向上し、バスの利用拡大を図ります。



※低床バス：214 ページ参照

※プリペイドカード：215 ページ参照

※ノンステップバス：214 ページ参照

# 基本計画

政 策	1	都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします
施 策	6	安全な水を安定的に供給できるまちにします
担当部（統括部）	水道部	

## 基本方向

限りある水道水を大切に使う社会の形成を図るとともに、安全で清浄な水道水を安定供給するため、水道施設の計画的な維持管理と水質検査体制の強化を図ります。

## 現状と課題

近年、水需要が減少し、給水収益が著しく減少しつつあります。一方で、浄水施設や送配水施設は老朽化が進んできています。このため、施設の維持管理や更新、耐震性の強化などを計画的に行うとともに、各種経費の削減を図り、水道水の安定供給と水道事業の健全経営を維持する必要があります。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶災害時などでも安定して水道水が供給できています。
- ▶水道の送配水管の耐震化が進み、地震などに対する安全性が高まりつつあります。
- ▶水道料金の値上げが抑制されています。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
自己水の割合	30.3%	32.2%	32.1%	33.0%
管路の耐震化率	15.6%	16.3%	17.0%	28.3%
料金単価（供給単価）	212.16 円/㎥	208.05 円/㎥	204.40 円/㎥	200 円/㎥

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎浄水・送水・配水施設の更新

浄水施設や送水施設、配水管などを計画的に整備します。また、併せて各施設の耐震化も行います。

◎水質検査体制の強化

安全な水道水を供給するため、費用対効果を勘案しながら水質検査体制を強化します。

○水道水を大切に作る社会の形成

限りある水道水を大切に使用する社会の形成に向け、水道週間などを利用して市民への情報提供を行います。

○水道事業の効率的な運営

業務の効率化などにより各種経費の抑制を図るとともに、的確な使用水量の把握と給水収益の確保に努め、水道事業の経営健全性を確保します。また、職員研修を充実し、水道事業に関する知識や技術・技能の伝承と向上を図ります。

○機構改革と広域化の推進

水道事業の効率化や危機管理の強化などを図るため、機構改革を検討します。また、水道事業の広域化についても情報収集などを行います。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶自己水による安定的な水道水の供給

地下水を汲み上げてつくる自己水を大切にすることにより、湯水などの災害時にも安定的に水道水を供給します。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 限りある水道水を大切に使います。</li> <li>● 災害や水道施設の事故などに伴うにごり水や断水に際しても、冷静な対応が取れるよう地域で協力します。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境負荷の少ない節水型社会の形成に配慮し、適正な水利用により事業活動を行います。</li> </ul>

# 基本計画

政 策	1	都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします
施 策	7	公共下水道により快適な生活ができるまちにします
担当部（統括部）	土木下水道部	

## 基本方向

河川や水路の水質保全と安全で快適な都市生活を享受できるよう、公共下水道の整備を推進し、早期接続を進めます。

## 現状と課題

公共下水道の汚水整備は、平成 20 年度（2008 年度）末の人口普及率が 96.9%であり、面積普及率では 83.8%となっていますが、未だ下水道への接続が困難な世帯があります。雨水については、既設水路が農業用排水と雨水排水を兼ねている状況であり、農繁期には農業用水で水位が上昇し、対応に苦慮しています。都市化に伴う田畑の減少による保水力の低下や、近年多発している局所的集中豪雨などの現状をふまえ、雨水施設の整備を推進することが必要です。

しかし一方で、下水道事業の経営健全化のため、建設費の抑制や、より計画的な事業運営が求められています。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶下水道人口普及率がほぼ 100%となっています。
- ▶雨水幹線の整備が進み、集中豪雨などに対する安全性が高まっています。
- ▶公共下水道への接続率が 100%に近づいています。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
下水道人口普及率	96.5%	96.9%	97.1%	99.0%
雨水面積整備率	54.4%	54.4%	54.5%	56.0%
下水道接続率	93.7%	94.1%	95.1%	97.0%

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

○汚水施設の整備

公共下水道計画に基づき、安威川以北の地域を合流式下水道\*で、安威川以南地域を分流式下水道\*で整備します。また、市街化区域が高普及率となったことから、市街化調整区域についても、公共下水道の整備を行います。

◎雨水施設の整備

既存の水路を効率よく活用し、雨水管渠と組み合わせた速やかな雨水排除ができるように、施設の一層の整備を進めます。

◎下水道事業の経営健全化

下水道の建設、維持管理、財政の3計画で構成される経営計画を策定し、下水道事業の経営健全化を図ります。

○下水道接続の啓発

し尿汲取り世帯や浄化槽世帯に下水道への早期の接続を促すため、積極的な啓発を行います。

○下水道施設の長寿命化

標準耐用年数の延伸を図るため、長寿命化に向けた改築を行います。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶水路の活用による浸水対策

水路の多い市域の特徴を生かして既存の水路を効率よく活用し、浸水対策を進めます。

施策を実現するための役割

市民の役割

- 管詰まりの原因となり、下水処理に悪影響を及ぼす油脂類や野菜くずなどは、下水道に流さないようにします。
- 道路側溝や雨水ますに、雨水排除の妨げとなるごみなどを捨てないようにします。
- 敷地はすべてをコンクリート・アスファルトで覆わず植栽するなど、雨水の流出抑制に努めます。

事業者の役割

- 敷地はすべてをコンクリート・アスファルトで覆わず、透水性舗装や緑化ブロックを使用する、また、植栽を多くするなど、雨水の流出抑制に努めます。

\*合流式下水道：210 ページ参照

\*分流式下水道：215 ページ参照



# 基本計画

政 策	2	生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします
施 策	1	住宅環境を整備し安心して居住できるまちにします
担当部（統括部）	都市整備部	

## 基本方向

耐震化とバリアフリー<sup>\*</sup>化により、安心して居住できる住宅環境の整備を進めます。

## 現状と課題

市営住宅は、建替えによって質が向上しています。しかし、急激な社会経済状況の変化に伴い、「低額所得者に対する住宅供給と住宅セーフティネット<sup>\*</sup>」としての役割が強く求められており、良質な住宅が確保できない人々に対する的確な対応が必要です。また、民間住宅の耐震化やバリアフリー化、省エネルギー化の推進、耐用年数が経過した市営鳥飼八町団地の建替えを推進する必要があります。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶市営住宅全戸において、耐震化とバリアフリー化が実現しています。
- ▶民間住宅において、耐震化が進んでいます。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
市営住宅の耐震化率	60.0%	60.0%	60.0%	100%
市営住宅のバリアフリー化率	52.0%	52.0%	52.0%	100%
民間住宅の耐震診断件数（累計）	14 件	25 件	42 件	220 件



## 計 画

### 施策の展開（◎は重点的な取組み）

#### ◎住宅マスタープランの策定

計画的な市営住宅の整備・改修や、民間住宅の耐震化・バリアフリー化の推進、さらに、良好な住宅供給の促進策を検討するため、住宅マスタープランを策定します。

#### ◎市営烏飼八町団地の建替え

既存建物が耐用年数を超過しているため、建替え、耐震化、バリアフリー化を行います。

#### ○民間住宅の耐震化の促進

既存民間住宅の耐震化を図るために実施している耐震診断をさらに推進し、改修を促進します。

### 摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

#### ▶民間住宅の耐震化の促進

東海・東南海・南海地震の発生が高い確率で予測されていることから、昭和56年（1981年）6月の建築基準法改正以前に建築された民間住宅の耐震化を促進します。

### 施策を実現するための役割

市民の役割	●住宅の耐震化、バリアフリー化を進めます。
事業者の役割	●住宅の設計、建設、販売及び管理の各段階において住宅の安全性その他の品質又は性能を確保するために必要な措置を適切に講じます。 ●環境負荷の少ない住宅づくりに取り組みます。

### 関係する分野別計画

▶摂津市住宅マスタープラン（策定予定）、摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画

# 基本計画

政 策	2	生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします
施 策	2	良好な景観のまちにします
担当部（統括部）	都市整備部	

## 基本方向

地域の個性と潤いある景観を「守り、つくり、育てる」とともに、駅前などにおいては本市の玄関口に相応しい良好な都市景観の形成を図ります。

## 現状と課題

「摂津市都市景観まちづくり要綱」に基づき、市内の景観形成の誘導を図っています。また、平成 20 年（2008 年）には「南千里丘周辺都市景観形成地区」の指定を行い、魅力ある景観づくりを進めています。

一方、まちの美観や自然の風致を損なう違法屋外広告物について、撤去活動や違法掲出を抑止するための指導を行っていますが、違法掲出は繰り返し行われています。

景観については継続的な取り組みが必要であり、指導や啓発とともに、市民、事業者との協働による景観形成が必要です。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶南千里丘地区に、景観形成基準に沿った魅力あるまち並みが形成されています。
- ▶吹田操車場跡地に、新たに景観形成地区が指定され、良好な都市景観が形成されています。
- ▶市内全域で良好な都市景観が形成されつつあります。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
景観形成地区の指定数	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所
違法屋外広告物の撤去枚数	15,646 枚	14,062 枚	6,673 枚	5,000 枚

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎調和のとれた景観の形成

大規模建築物等の建築行為届出により、周辺と調和した良好な景観形成を図ります。

◎都市景観形成地区の指定

市の魅力となる景観や地域を特徴づける景観を持った地区において、都市景観形成地区を指定し、優れた景観を守り育てます。

◎自主的な景観・美化活動に対する支援

市民や団体が自主的に行う景観まちづくり活動やアドプト・ロード\*\*などの美化活動への支援を行います。また、団体間の連携を促進します。

○景観・美化意識の高揚

景観まちづくり活動や美化活動のPR、参加促進を行い、市民、事業者に対する景観・美化意識の向上を図ります。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶景観形成地区指定による魅力ある景観形成

南千里丘地区や吹田操車場跡地などに、市の魅力となる景観をつくります。

▶景観まちづくり活動の支援

市民による景観まちづくり活動を通して、景観に対する意識向上を図ります。

▶協働による違法屋外広告物の除去活動

市民団体などと連携し、違法屋外広告物の除去活動を行います。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷設緑化など、身近な景観づくりに取り組みます。</li> <li>●自ら発生させたごみを適正に処理するとともに、地域における環境美化活動に積極的に参加します。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域景観への配慮と景観形成に対する先導的な取組みを行います。</li> <li>●事業所及びその周辺において環境美化活動を積極的に推進します。</li> <li>●市や地域の環境美化活動に積極的に参加します。</li> </ul>

関係する分野別計画

- ▶摂津市景観形成基本計画

# 基本計画

政 策	2	生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします
施 策	3	交通事故の少ないまちにします
担当部（統括部）	土木下水道部	

## 基本方向

安全で快適な交通環境を整備するとともに、運転者、歩行者の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を未然に防ぎます。

## 現状と課題

自動車保有台数や交通量が増大し、交通渋滞が常態化しています。交通事故件数は減少傾向にありますが、手軽な交通手段として自転車やミニバイクの利用が多くなったことから、特に高齢者の交通事故件数が増加しています。

また、駅前の放置自転車等は駐輪場の整備に伴って減少していますが、今後、駅周辺で予定されているマンション開発などによる駐輪場・駐車場の確保が課題となっています。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶交通事故が減っています。
- ▶駅前の違法駐車や放置自転車が減っています。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
交通事故件数	695 件	600 件	500 件	290 件
交通安全教室の参加者数	1,938 人	2,184 人	2,434 人	2,500 人
放置自転車等の 移動保管台数	3,058 台	3,451 台	2,276 台	1,300 台

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎交通安全施設の整備

関係機関と連携して、信号機や横断歩道、路面標示、夜間点滅鋸の設置を進めます。また、啓発看板や啓発シール、交通安全用反射板、通学路看板などを設置します。

◎交通安全意識の高揚

春・秋の交通安全運動、迷惑駐車追放府民運動、交通事故防止運動、交通安全デー街頭指導、交通安全教室などで啓発や教育を行います。

◎違法駐車・駐輪の追放

駅前での指導啓発、放置自転車等の移動保管を行い、駅前の環境保全を図ります。また、違法駐車・迷惑駐車防止のための啓発を行います。住宅開発など市民ニーズの変化に応じて、駐輪場・駐車場を整備します。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶きめ細かな交通安全教育

市立保育所・幼稚園・小学校、私立保育園・幼稚園で交通安全教育を実施するほか、高校生や高齢者対象にも実施し、幼児から高齢者まで市民各層に合わせた教育や啓発を行います。

▶関係団体と連携した啓発

小学校区連合自治会及び運輸関係機関と連携して、街頭啓発やめいわく駐車追放のパトロールなどを実施します。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しく駐車・駐輪します。</li> <li>●歩行中や自転車・自動車で行進中に「ヒヤリ」としたり、「ハット」した経験をもとに、交通ルールの遵守など交通安全について話し合います。</li> <li>●家族が外出する時は「車に気をつけて」などの一声をかけ、交通安全意識の高揚を図ります。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から従業員に対し安全運転の励行、交通ルールの遵守などを指導します。</li> <li>●春・秋の交通安全運動時の啓発活動に協力するとともに、朝礼や社内放送で交通安全意識の再確認を行うなど啓発を強化します。</li> </ul>

# 基本計画

政 策	2	生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします
施 策	4	犯罪の少ないまちにします
担当部（統括部）	生活環境部	

## 基本方向

市民、地域、関係機関の連携を強化し、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の支援に取り組み、地域社会全体で犯罪のない明るいまちを築きます。

## 現状と課題

市内における犯罪発生件数は減少傾向にあります。犯罪の中で多いのは、自転車やオートバイ、車上狙いなどの盗犯です。

全国各地で子どもに対する凶悪な犯罪が多発したことにより、市内各地区にセーフティパトロール隊や子ども見守り隊が組織され、地域での自主的な防犯活動が広がってきています。

今後は、地域による自主的な防犯活動の強化と、夜間の防犯対策の充実が求められています。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶ 地域を挙げた取組みにより、犯罪発生件数が減少しています。
- ▶ 夜間でも安心して歩けるまちになっています。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
犯罪発生件数	1,901 件	1,873 件	1,604 件	1,200 件
防犯灯の設置件数	6,258 件	6,310 件	6,326 件	6,500 件

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

○防犯意識の高揚

摂津警察署や防犯協会などの関係機関と連携し、様々な啓発活動により防犯意識の高揚を図ります。

◎自主防犯組織の支援

青色防犯パトロール車の配備や学習機会の提供などにより、地域における自主防犯組織の活動が充実するよう支援を行います。

◎犯罪を発生させない環境の整備

夜間の安全確保や死角場所への対策を強化します。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶地域における自主防犯活動の推進

市内各地区において、関係機関との連携方法や場所・時間帯・回数などを地域の実情に合わせて工夫し、パトロールや子どもの見守りを進めます。

▶犯罪被害者に対する支援

全国に先駆け、平成20年（2008年）7月1日から施行した「摂津市犯罪被害者等支援条例」に基づき、相談をはじめ、総合的な支援を進めます。

施策を実現するための役割

<p>市民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯に対する意識を高め、自衛に努めるとともに、子どもの見守りや防犯パトロールなど自主的な防犯活動に参加します。</li> <li>●地域の美化や、各家庭で常夜灯の点灯などに取り組み、犯罪を発生させない環境をつくります。</li> </ul>
<p>事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や防犯協会と連携しながら、地域の美化や夜間における照明の点灯など、犯罪を発生させない環境の整備に取り組みます。</li> </ul>

# 基本計画

政 策	2	生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします
施 策	5	災害や危機に強いまちにします
担当部（統括部）	総務部	

## 基本方向

台風や豪雨、地震などの自然災害による被害を最小限にとどめるとともに、様々な危機から市民の生命・身体・財産を守るため、体制と対策を確立します。

## 現状と課題

阪神・淡路大震災や近年の自然災害などによる甚大な被害は危機感を高め、行政の防災対策の見直しや、地域での自主的な防災活動を促すこととなりました。被害を最小限にとどめ、都市機能や市民生活を早急に復興するためには、市民、事業者、市それぞれの役割を明確にし、日ごろから災害に対する連携や協力を図る必要があります。

また、感染症の流行など日常生活における様々な危機事象が増加しつつあり、その体制と対策を強化する必要があります。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶ 自助・共助\*の意識が浸透し、市民、事業者、市が一体となった防災活動が展開されています。
- ▶ 広域での連携・協力による災害時の対応が強化されています。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
自主防災組織からの 防災訓練への参加率	9.9%	12.0%	8.9%	20.0%
自主防災組織からの 防災訓練への参加者数	2,159 人	2,686 人	2,194 人	4,800 人
災害時における 協力協定の締結数	10 件	11 件	11 件	15 件



計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎災害・危機管理体制と対応能力の強化

各種防災・危機管理の計画やマニュアルなどに基づき、災害や危機発生時に的確な対応ができる体制を整備し、演習や訓練、備蓄用品や災害用資機材の充実を図ります。また、災害別の対応について、一層の周知を図ります。

◎自主防災活動の支援

地域における自主防災活動を支援します。また、女性や若い世代、障害のある人など様々な市民の参加を促進します。

○防災協力体制の強化

他市町との相互協力協定や関係機関・団体・事業所との支援活動協定を進めるとともに、防災活動を支える人材の育成や活動の環境整備を図ります。また、関係機関と協力し、要援護者を支援する体制を強化します。

○避難場所・避難路の確保

避難所の安全性を高めるとともに、地震や水害、有事など災害や危機の特性を考慮し、避難場所・避難路のさらなる確保・整備を進めます。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶自主防災活動の支援

各小学校に防災資機材を備えたコミュニティ\*倉庫を整備しており、その活用を促進して地域での防災活動を支援します。

施策を実現するための役割

<p>市民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から防災意識を高め、防災や救助活動の知識や技術を習得します。</li> <li>●家屋など建築物の不燃化や耐震化を図ります。</li> <li>●地域において自主的な防災活動に取り組みます。</li> <li>●地域における要援護者の把握に努めます。</li> </ul>
<p>事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設や設備の防災対策を進めるとともに、従業員や顧客に防災知識の取得を進めます。</li> <li>●災害時の事業継続計画（BCP）*を策定します。</li> <li>●災害が発生した時は、地域の復旧・復興に協力します。</li> </ul>

関係する分野別計画

▶摂津市地域防災計画、摂津市国民保護計画、摂津市新型インフルエンザ対策行動計画

\*コミュニティ：210 ページ参照

\*事業継続計画（BCP）：210 ページ参照

# 基本計画

政 策	2	生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします
施 策	6	消防・救急救助体制が充実したまちにします
担当部（統括部）	消防本部	

## 基本方向

火災や自然災害による被害、救助を要する事故などによる被害を最小限にとどめるため、消防・救急救助体制を充実します。

## 現状と課題

出火件数はほぼ横ばいですが、都市化の進展による市域の過密化、中高層建築物の増加による都市型災害、地震・台風・集中豪雨など複雑・多様化する火災や自然災害、救出救助などの消防需要に的確に対応するため、消防職員の技能向上や予防体制の充実が求められています。さらに、地域の防災リーダーである消防団員の確保も課題です。

救急需要は高齢化に伴って増加し、内容も複雑・多様化する一方、軽症者の救急要請も増加し、救命率の低下が懸念されています。また、感染症の大流行など特異な救急事案に対しても、円滑に病院搬送できる体制の整備が課題となっています。

## 目 標

### 平成 32 年度に実現している姿

- ▶火災が減少しています。
- ▶救急車の適正利用が浸透し、円滑に救急活動ができています。
- ▶心肺蘇生法などの応急手当ができる市民が増えています。
- ▶消防団の機能が強化され、地域消防力のけん引役となっています。
- ▶事業所などにおける消防用設備の設置・管理や危険物施設の維持・管理が適切に行われています。

### 実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
出火件数	31 件	26 件	33 件	0 件
軽症者の救急出場件数	2,413 件	2,112 件	2,173 件	1,700 件
普通救命講習の延受講者数（累計）	5,589 人	6,346 人	7,126 人	17,126 人
消防団員数	338 人	334 人	336 人	410 人
防火対象物の違反率	18.0%	7.0%	33.0%	0%
危険物施設の違反率	0%	0%	0.7%	0%

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

○消防・救急救助体制の充実

高層化・複雑化・大規模化する火災に対応でき、地震や風水害などの災害にも円滑な活動ができるよう、耐震性貯水槽、通信施設、消防車両、資機材の更新・増強を行います。

◎消防職員の技能向上

複雑・多様化する事故や災害、高度化する救急救助活動に対応するため、専門的知識・技術を備えた職員の養成を図ります。

◎救命率の向上

円滑に病院搬送ができるよう、関係機関と連携し病院収容体制の確立を図ります。救急車の適正利用の積極的な啓発を行うとともに、「救急安心センターおおさか<sup>\*</sup>」の利用を周知します。また、普通救命講習の機会を拡充し、心肺蘇生法などの応急手当の普及啓発を進めます。

○予防体制の充実

火災の発生を未然に防ぐため、出火原因を的確に把握し、効果的な対策を図ります。また、防火対象物や危険物施設の立入検査を実施し、違反に対して是正を図ります。

◎地域消防力の向上

消防団員の確保及び団員個人が持つ技能や能力の活用に取り組むとともに、機能別消防団員・分団制度<sup>\*</sup>を拡充します。

○防災意識の高揚

各種イベントや自主防災訓練などを通じて市民の防災意識の高揚を図ります。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶機能別消防団員・分団制度の導入

昼間の地域消防力を確保・強化するため、全国で初めて企業の自衛消防隊員とポンプ車をセットで市の消防団に組み込み、消防本部の要請に応じて地域の消防活動を行います。

▶救急医療合同研修会の開催

救急医療週間の一環事業として、消防職員、医師会・看護師会、市関係職員が合同で救急医療についての研修・意見交換を行います。

▶市民救命サポートステーションの設置

特定の事業所を「市民救命サポートステーション」と定め、そこに勤務する従業員が「市民救命サポーター」として、救急車到着前の救命処置を行います。

<sup>\*</sup>救急安心センターおおさか：209 ページ参照

<sup>\*</sup>機能別消防団員・分団制度：208 ページ参照

# 基本計画

## 施策を実現するための役割

<b>市民の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域で自主的な防災活動に取り組み、積極的に訓練に参加して防災意識を高め、防災や救助活動の知識や技術を習得します。</li><li>●緊急度・重症度の低い症状時は、救急車の利用を控えるとともに、「救急安心センターおおさか」を活用するなど、救急車の適正利用に努めます。</li><li>●普通救命講習会に積極的に参加します。</li></ul>
<b>事業者の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●市や自主防災組織、事業者と連携して消防・救急に関する広報をします。</li><li>●消防団協力事業所として消防団員を輩出するなど、消防団の運営に協力します。</li><li>●消防用設備について関係法令などを遵守し、火災予防に取り組みます。</li></ul>

